八筑医発第２８－２３号
平成２８年４月１１日

会　員　各　位

八女筑後医師会長　黒岩　　光
担当理事　馬田　裕二

福岡県乳幼児医療費支給制度の改正について

福岡県においては、乳幼児医療費支給制度を平成２８年１０月より、別添のとおり対象年齢の拡大等の制度の見直しが行われることとなっており、福岡県福祉労働部児童家庭課より通知があった旨、福岡県医師会よりありましたのでお知らせ致します。

なお、制度改正に伴い、多くの市町村で１０月までに制度の拡充が行われる予定となっており、今後、各市町村の制度が改正され次第、情報提供していただくことになっております。

記

【制度の改正内容】（平成 28 年 10 月～）

（現行制度：乳幼児医療費支給制度）

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
3 歳未満	なし		
3 歳以上就学前	500 円／日（月 7 日上限）	600 円／月	児童手当準拠

（改正後：子ども医療費支給制度）

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
3 歳未満	なし		
3 歳以上就学前	500 円／日（月 7 日上限）	**800 円／月**	児童手当準拠
小学生（対象年齢拡大）	**500 円／日（月 7 日上限）**	**1,200 円／月**	**児童手当準拠**

※薬局での自己負担はこれまでどおりありません。

※市町村ごとに、対象年齢や自己負担が異なります。

・子ども医療費支給制度への改正に伴い、<u>重度障害者医療費支給制度も改正されます。</u>

【制度の改正内容】（平成 28 年 10 月～）

（現行制度）

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
3 歳以上就学前	原則　乳幼児医療適用		
小学生	〈一般〉 500 円／日 （月 20 日上限） 〈低所得〉 300 円／日 （月 20 日上限） ※低所得：市町村民税非課税世帯	500 円／月	特別障害者手当準拠
中学生以上			

（改正後）

自己負担		所得制限
入院	通院	
〈一般〉 500 円／日（月 7 日上限） 〈低所得〉 300 円／日（月 7 日上限） ※低所得：市町村民税非課税世帯	500 円／月	**児童手当準拠**
〈一般〉 500 円／日（月 20 日上限） 〈低所得〉 300 円／日（月 20 日上限） ※低所得：市町村民税非課税世帯		特別障害者手当準拠

※子ども医療と同様、市町村ごとに制度の内容が異なります。